

大台町太陽光発電施設の 設置に関するガイドライン 改訂のポイント

このたび、太陽光発電事業をめぐる情勢の変化に、適切に対応し、事業開始後も地域住民等と良好な関係性を保ち、また、地域に受け入れられる太陽光発電事業の導入を促すことを目的に、本ガイドラインを改訂しました。

改訂のポイント

- ガイドラインの対象施設を、FIT制度の認定の有無にかかわらず、対象とする。
- 隣地の住民に対し、パネルが直接視界に入らないようにするために、緩衝帯を設けるなどの対策を講じること。
- 事業開始後も、維持管理を適切に行うこと。草刈り、標識看板の維持管理に努めること。
- 設置事業届出について
 - ・町へ提出する書類と同様のものを、区長・近隣住民に対し、配布すること。
 - ・設置事業届出書類に、「事業説明報告出席者名簿」を添付すること。
- 事業説明会について
 - ・説明会を行った際に、出席できなかった区長・近隣住民に対し、個別対応をすること。
 - ・反対者がいる場合は、丁寧な説明を行い、誠意をもって対応し、理解が得られるように努めること。
- 様式第2号の2 事業説明会等出席者名簿 追加
- 様式3号 事業概要変更届出書 修正